

新宮市告示第91号

新宮市新成人応援事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市新成人応援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月20日

新宮市長 上田 勝之

新宮市新成人応援事業実施要綱の一部を改正する要綱

新宮市新成人応援事業実施要綱（令和８年新宮市告示第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(支給対象者) 第３条 (略) ２ (略) (１)・(２) (略) ３ 児童養護施設等に入所している新成人であって、扶養者がいないものについては、前２項に規定する扶養者に係る要件を適用しない。 (支給申請) 第５条 (略) (１)・(２) (略) ２ (略) ３ 第３条第２項に規定する支給対象者が申請を行うときは、<u>第１項各号いずれか</u>の方法により申請し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (１) (略) <u>(２)</u> (略)	(支給対象者) 第３条 (略) ２ (略) (１)・(２) (略) (支給申請) 第５条 (略) (１)・(２) (略) ２ (略) ３ 第３条第２項に規定する支給対象者が申請を行うときは、<u>前項第２号</u>の方法により申請し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (１) 支給対象者及び扶養者の本人確認書類 (２) 支給対象者及び扶養者の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記載されていることを証明する書類 (３) 支給対象者と扶養者との続柄等が分かる書類 <u>(４)</u> (略)

様式第１号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

新宮市新成人応援給付金申請書

年 月 日

(あて先)

新宮市長

新宮市新成人応援事業実施要綱第 5 条の規定により、新成人応援給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、給付金の支給に伴う審査のため、支給対象者及び扶養者、代理人の住民登録情報等必要な情報について、他の支援制度で把握した情報や公簿等を確認することについて同意します。

記

1. 申請者 ☐ 支給対象者（当該年度に満 18 歳となる者）電話番号：_____☐ 代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人など）

2. 支給対象者（当該年度に満 18 歳となる者）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	⑩		
住 所 (住民票)	〒	住 所 (居住先)	☐ 同左（住民票住所と同じ） 〒

3. 扶養者（2. 支給対象者の主たる養育者）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	⑩		
住 所 (住民票)	〒	住 所 (居住先)	☐ 同左（住民票住所と同じ） 〒
続 柄	支給対象者の（ ）	扶養確認	☐ 税扶養 ☐ 児童手当受給 ※公務員の場合、 勤務先記入（ ）

※必要に応じて勤務先へ児童手当受給状況を確認させていただく場合がございます。

4. 代理人（代理申請の場合に記入）

フリガナ		住 所	〒
氏 名	⑩		
続 柄	支給対象者の（ ）	委 任 日	年 月 日

5. 振込先（支給対象者（当該年度に満18歳となる者）の名義）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫							支店
種別	普通 ・ 当座	口座番号						
口座名義人 (フリガナ)								

6. アンケート（該当する□に✓をつけてください）※必ず回答してください

質問①	18歳以降の進路等は決まっていますか？（予定・実績含む）
	☐ 進学（大学・短大・専門学校・その他（ ））
	☐ 就職（市内・市外）
	☐ 未定 ☐ その他（ ）
質問②	給付金の使い道は何を予定していますか？
	☐ 進学費用 ☐ 就職費用 ☐ 住居関係費用 ☐ 資格取得費用 ☐ その他（ ）
質問③	給付金の支給金額をどのように思いますか？
	☐ 多い ☐ 妥当 ☐ 少ない ☐ その他（ ）
質問④	給付金事業の実施によって、新宮市への郷土愛は深まりますか？
	☐ はい ☐ いいえ ☐ 分からない ☐ その他（ ）
質問⑤	給付金事業についてのご意見等をご記入ください。

添付書類

①共通	☐ 支給対象者及び扶養者の本人確認書類（マイナンバーカード等） ☐ 振込先の情報が分かる書類（通帳見開きの写しなど）
②支給対象者が市外転出又は居住している場合	☐ ①の書類及び ☐ 市内小学校又は中学校を卒業したことを証明する書類（卒業証書又は卒業証明書（様式第2号））
③代理申請	☐ ①の書類（支給対象者が市外転出等の場合は②の書類も必要）及び ☐ 代理人の本人確認書類（マイナンバーカード等） ☐ 支給対象者と代理人との続柄が分かる書類（戸籍謄本等）

附 則

この告示は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。